

1. 議事日程

〔令和5年第4回安芸高田市議会12月定例会第17日目〕

令和5年12月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第81号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第3 議案第82号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
日程第4 議案第85号 安芸高田市学校教育施設整備基金条例
日程第5 議案第84号 安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
日程第6 議案第94号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第95号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）
日程第8 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	石飛慶久	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	児玉史則	16番	大下正幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市	長	石丸伸二	副	市	長	米村公男			
教	育	長	永井初男	危	機	管	理	監	松崎博幸

総務部長	高藤誠	企画部長	高下正晴
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防長	近藤修二	教育次長	柳川知昭
教育参事	和田治子	総務課長	新谷洋子
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	佐々木満朗

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵		



午前10時00分 開会

○大下議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

山本議会運営委員長。

○山本議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、去る12月20日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。
追加案件となる議案第95号は、提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
以上、報告を終わります。

○大下議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において1番南澤議員、及び2番 田邊議員を指名いたします。



日程第2 議案第81号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第3 議案第82号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第4 議案第85号 安芸高田市学校教育施設整備基金条例

○大下議長 日程第2、議案第81号「安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例」の件から、日程第4、議案第85号「安芸高田市学校教育施設整備基金条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

○芦田総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。
令和5年12月6日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、12月18日に総務文教常任委員会を開き、市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第81号「安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整

備に関する条例」は、公共施設の使用料について、受益者負担の適正化の考え方にに基づき、安芸高田市人権福祉センター設置及び管理条例など、関係する計3条例を改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「減免については従来どおりと考えているが、この先減免について変更の方針はあるか。」との質疑があり、執行部より、「今回の改正は、減免を除いて議論をしている。2018年、2019年に示した減免の考え方を続けていきたいと考えている。」との答弁がありました。

質疑後の討論において反対討論があり、「受益者負担になる根拠の数字が不明瞭でよく分からない。値上げによって、文化活動やスポーツ活動が縮小していくように思う。チームやサークルの減少によって活気のないまちになると感じる。」との意見がありました。

次に、賛成討論は、「9月の総務文教常任委員会の中で、あるべき使用料の率についてはかなり議論が進んで納得したものと考えている。料金が上がったからといって、活動が自粛される、縮小していくというふうには考えない。」との意見があり、また、「受益者が自分たちが得ている権益に対して負担をし、財政負担を軽減していく必要性を感じている。」との意見がありました。

次に、議案第82号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、本条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。2024年度、新たに協定を締結する指定管理者制度導入施設は42施設で、このうち、安芸高田市高宮大狩山河川公園は新規に指定管理者制度を導入する施設で、残り41施設は再指定する施設です。なお、令和6年第1回定例会へ上程予定の3施設を除く39施設が本議案の対象となるとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「指定管理の次年度の更新はおおむね3月にされていたと思うが、今回はなぜ12月なのか。」との質疑があり、執行部より、「指定管理者が変更になった場合、引継ぎ期間を十分設ける必要がある。そのためスケジュールの見直しをした。」との答弁がありました。

また、委員より、「甲立甲迎館の指定管理については、市から届いた2024年度の指定管理者の募集要項に対し、申請書を提出した後、直営に切り替えられたと経緯を伺っている。手順が間違っていないか。」との質疑があり、執行部より、「申請書を出していただいたが、選考の手続を行っている最中に、直営に切り替える判断をした。その時点では、次年度の指定管理者に係る契約は締結していない。こうだ21には期待感を持たせてしまったため、その点については謝罪をさせていただき、契約義務が発生していないことから、手順は間違っていないと判断してい

る。」との答弁がありました。

次に、議案第85号「安芸高田市学校教育施設整備基金条例」は、国庫補助を受けて整備した教育施設の財産処分に伴い、その手続として基金の設置が必要となるため条例制定するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「この基金の用途は、学校教育施設整備ということなので、備品等ではなく、ハードのみ使えるという理解でよろしいか。」との質疑があり、執行部より、「ハードのみである。」との答弁がありました。

以上の3議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告を終わります。

○大下議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○大下議長 討論がありますので、これより本案3件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第81号「安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論あり)

○大下議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

山本議員。

○山本議員 反対討論を述べさせていただきます。

本案は財政を圧迫する要因として、受益者負担を原則として料金改定の提案がなされたものであります。当該施設は、市民の文化、芸術、生涯学習、地域コミュニティ活動等、市民の生活の向上などを目的として設置されているもので、これらの推進を今後も維持していく上では、このたびの改正は行うべきではないと思います。

この値上げにより、現在利用している事例で試算をしてみますと、1,000平米以下の大ホールで、1回当たり1時間、週2回の利用で、月当たりを計算した場合、約8,000円の値上げになります。1年間では9万6,000円もの増額になります。体育協会や文化協会などに所属していれば半額になりますが、趣味で行うグループやサークルなどの団体は、減免規定の対象にはなりませんので、相当の負担になります。

この改正による負担が重荷となり、今行われている活動が縮小や解散、新規の参入が阻まれたりすると思います。そして、施設は無用の超物と

化し、市民交流がなくなり、まちは活気を失い、衰退の一途をたどることとなるでしょう。今、財政上と言われますが、今すぐ再建団体に陥る状況ではありません。財政か市内の活性かを問われたら、市内の活性化をとるべきであると思います。市内各施設で文化、芸術、スポーツ活動が活発に行われて、市内各所で市民交流が深まるよう、行政はその環境をつくり、推進すべきであると思います。

今この改正で、市内の歴史は変わろうとしています。議員の皆さんに、まちの将来を訴えましたが、ぜひとも私の意見に御賛同いただき、本案に対し反対くださるよう訴えさせていただきます、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○大 下 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊 高 議 員 議案第81号に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど芦田総務文教委員長が報告されたように、事前に十分な調査もし、確認をし、そして、今回の議決に至ったというふうに受け止めております。今後、財政改革を含めてどんなふうに市がなっていくか、衰退するという御心配もあるようですが、当然、我々、今生きている者が将来に向かって、どう、その対策を練っていくかということのほうが、むしろ大事ではないかという観点で私は見ております。そういったことも含めて、委員長報告のとおり賛成をさせていただきます。

○大 下 議 長 次に、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○大 下 議 長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○大 下 議 長 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第81号「安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論ありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第85号「安芸高田市学校教育施設整備基金条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論ありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第85号「安芸高田市学校教育施設整備基金条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案84号 安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に  
地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う  
関係条例の整備に関する条例

日程第6 議案94号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条  
例

○大下議長 日程第5、議案第84号「安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備  
事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整  
備に関する条例」の件及び日程第6、議案第94号「安芸高田市国民健康  
保険税条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題とい  
たします。

本案2件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員  
長から審査結果の報告を求めます。

山根産業厚生常任委員長。

○山根産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年12月6日及び12日付で本委員会に付託されました議案の審査結  
果について報告をいたします。

付託のあった議案につきまして、12月19日に産業厚生常任委員会を開  
き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第94号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」  
は、出産予定の国民健康保険被保険者の産前産後期間相当分の国民健康  
保険税を免除するもので、その年度に納める国民健康保険税の所得割額  
と均等割額から、単体妊娠の場合は出産予定月の前月から出産予定月の  
翌々月までの4か月相当分を、そして、多胎妊娠の場合は出産予定月の3  
か月前から出産予定時期の翌々月までの6か月相当分を減額するもので  
あるとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「対象となる方の詳細について伺う。」との質疑があり、執行部より、「妊娠85日以上の方を対象である。」との答弁がありました。

次に、議案第84号「安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」は、総務省の通知に基づき、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業について、今年度末までに地方公営企業法の適用に取り組むことの要請があり、既に地方公営企業法の財務適用で運営している下水道事業会計、二つの対象会計事業を統合し、関係条例の整備を行うものであると説明がありました。

審査の過程において、委員より、「このたびの適用について、全部適用であるか、一部適用か伺う。」との質疑があり、執行部より、「一部適用である。」との答弁がありました。

また、委員より、「一部適用と全部適用の差について伺う。」との質疑があり、執行部より、「現状の組織体制を維持できること、また、経営の内容を十分把握できると判断し、一部適用を採用したものである。全部適用にすると、人員や事務スペースなどを考えないといけなくなり、経費がかかる。今、下水道事業会計は一部適用で運営しているので、この状態を維持したい。」との答弁がありました。

以上の2議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○大 下 議 長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案84号「安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」の件及び、議案第94号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」までの2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されまし

た。



日程第7 議案第95号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）

○大下議長 日程第7、議案第95号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、物価高騰対策に係る支援給付金に伴う費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をいたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億694万4,000円を追加し、予算の総額を221億1,967万7,000円とするものです。

説明資料の1ページを御覧ください。

電力・ガス・食料品等価格高騰関連として、住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付事業3億694万4,000円を増額しています。

2ページを御覧ください。

この事業は、国の補正予算成立に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されたため、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付するもので、6月の補正予算で計上した3万円の給付事業に追加して行うものです。

では、補正予算書に戻っていただいて、10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入です。

15款の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を3億694万4,000円増額しています。

続いて13ページをお開きください。

歳出です。

右側の説明欄、価格高騰重点支援給付事業費の主なものは、給付業務に従事する会計年度任用職員の報酬162万7,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金3億100万円などを増額するものです。

続いて4ページをお開きください。

繰越明許費の補正ですが、価格高騰重点支援給付事業費について、3億694万4,000円を上限とした繰越明許費を追加するものです。

以上で説明を終わります。

○大下議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

金行議員。

○金行議員 一点お聞きします。

非課税所得のみとありますが、非課税所得いったら、収入が96万円の以下と思うんですが、それだけの人に7万円支給されるのかお聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 今回の補正につきましては、非課税世帯のみを対象としております。以上でございます。

○大下議長 ほかに質疑ありませんか。

金行議員。

○金行議員 つけ加えて、非課税所得の中に、ひとり親家庭は含まれないのか、お聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

井上部長。

○井上福祉保健部長 ひとり親も含めて非課税世帯ということになっております。以上でございます。

○大下議長 ほかに質疑ありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 当該給付事業は国の政策でありまして、他自治体においては、年内に支給をされる場所もあると伺っておりますが、安芸高田市は振込み開始時期が2月上旬からというふうになっております。この時期が少し後ろにずれ込んでくるのかなと思うんですけども、その理由についてお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

井上部長。

○井上福祉保健部長 前回の給付と異なりまして、今回は対象者の条件に扶養要件を見ることが国から求められております。システムの改修また、世帯対象世帯を特定する作業の都合上、お示ししてあるとおり、1月中旬発送、2月上旬からの給付開始としておりますが、前倒しして、できるだけ早く給付開始できるように、取り組んでまいります。そのため、1月から3月まで専用のコールセンターを開設して、問合せに対応することとしております。

以上でございます。

○大下議長 以上で答弁を終わります。

○南澤議員 ほかに質疑ありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 分かりました。もう一点、委託料の中にシステム改修業務委託料が104万円計上されています。こういった給付事業の際は、必ず毎度こう

いったシステム改修の費用がかかっているんですけども、同じような業務をほかの自治体でも行っていると思います。そういったことを考えたときにですね、同じ業務であれば、同じようなシステムを活用することで、この辺りの削減が図れるんじゃないかと思うんですけども、そういったお考え、今後業務システムの共有化とかですね、すれば、このシステム委託料というのは折半とかですね、安く済ませることができるんじゃないかと思うんですけども、そういった可能性について検討はされてますでしょうか。

○大 下 議 長

答弁を求めます。

井上部長。

○井上福祉保健部長

現在の標準システムに向かって取組が進んでいるところでございますが、現在のところは、どうしてもやはり各市町において独自のシステムで対応しているということで、この費用が発生しているということでございます。

○大 下 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第95号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 閉会中の継続調査の件について

○大 下 議 長

日程第8、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長

異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

【速報版】

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。



午前 10時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員